

3中教指第3040号  
令和3年(2021年)9月29日

各幼稚園長様  
各小・中学校長様

教育委員会事務局  
指導室長 齊藤 光司  
(公印省略)

### 緊急事態宣言解除後の教育活動について（依頼）

各校・園におかれましては、徹底した新型コロナウイルス感染症の感染予防と幼児・児童・生徒の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただきありがとうございます。

本区におきましては、令和3年9月10日付 3中教指第2765号に基づき、緊急事態宣言中においても、感染予防対策を徹底した上で教育活動を実施していただいているところです。この度、10月1日から緊急事態宣言が解除されるとの発表がありましたが、東京都においてはリバウンド防止措置をとるなど、感染再拡大を防ぐために基本的な感染症対策については継続して取り組むよう求められています。

つきましては、下記に示した今後の教育活動についての内容を貴職下 教職員に周知いただき、感染症対策についての指導を継続しながらも、幼児・児童・生徒の健やかな学びのために実施可能な教育活動に工夫して取り組んでいただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 日常の教育活動について

幼児・児童・生徒への感染予防対策を継続した上で日常の教育活動を実施する。

- (1) グループや少人数による話し合い活動、理科(観察・実験)、音楽(歌唱・管楽器など)、家庭科(調理実習など)、等の飛沫感染の可能性が高い活動については、可能な限り感染症対策を行った上で工夫して実施する。ただし、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動であると判断した場合は、その学習活動は行わず、代替の活動

を実施する。

調理実習を実施する場合は、衛生管理を徹底するとともに、密接を防ぐため、1台の調理器具に2名までとするなどして実施する。実習で使用する調理器具等は、児童・生徒間での使い回しを極力避け、共用する場合には手が触れる部分をその都度洗浄する。また、児童・生徒が対面で着席したり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。

～学校の「新しい日常」の定着に向けて～改訂版 ver3（令和3年8月12日東京都教育委員会）

p29より抜粋

(例) グループや少人数等による話し合い活動は、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行った上で、グループの人数に配慮して実施する。また、オンラインによる意見交換など、「密集」「密接」にならない方法を積極的に活用する。

理科の観察は、児童・生徒が対面で着席をしたり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。実験は、密接を防ぐため、1セットの実験器具を扱う生徒を2名までとするなどして実施する。また、実施の際は、理科室等の換気扇を常時使用するとともに、可能な限り窓を開けるなどの換気を行う。

歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、音楽室等の換気を十分に行い、活動する児童・生徒の前に他の児童・生徒が位置しないよう、窓や壁に向かって、1～2m程度間隔を空けた横1列の隊形や半円の隊形で実施するなどの工夫を行う。また、活動以外の時間はマスクの着用を基本とする。

(2) 幼児・児童・生徒のマスクの着用については、熱中症のリスクも鑑み、活動内容に応じて、換気や幼児・児童・生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮の上、教員がマスクを外すよう適宜声掛けするなどの対応をする。

(3) 様々な機会を捉えて、児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を引き続き行う。

① 感染予防に関する指導

- ・発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があるなど、普段と体調が少しでも異なる場合には、無理をせず自宅で休養することを、引き続き呼びかける。同居の家族に同様な症状が見られる場合も登校を控えるよう呼びかける。
- ・こまめな手洗い・手指の消毒や咳エチケットを徹底することを指導する。
- ・マスクの適切な着用について指導する。一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果を持つことや、マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから正しい方法で着用することなどを指導する。その際、体質等によりマスクを着用できない児童・生徒がいることなど、必要な配慮についても指導する。

② 適切な行動に関する指導

- ・3密（密集・密接・密閉）それぞれの状況を避けるための行動を、児童・生徒自らがとれるように指導する。
- ・特に、給食前後の行動についての指導を徹底する。給食時はマスクを外すことから、緊急事態宣言下同様の対応とする。（給食前後の手洗い、手洗い場や廊下が密にならない工夫、配膳時に話をしないこと、黙食 など）

2 土曜授業日の公開について

10月以降の土曜授業日については、時間や集団の指定、オンラインでの公開の併用等、実施方法を工夫して、保護者等への公開を行う。保護者が授業の様子を知る機会を用意する

よう努める。

- (1) 全保護者が一堂に会することを避ける。学年入れ替えの形をとった場合でも、密にならないよう十分配慮する。
- (2) 教室内の密を避けるために、廊下からの参観や広い場所で実施する授業の公開など、実施方法を工夫する。
- (3) 参観中の会話は極力控えていただくよう、事前に保護者に協力を依頼する。
- (4) 密を避けるために、土曜授業日以外にも授業公開日を設けるなどの工夫を講じる。

### 3 運動会等の体育的行事の実施について

- (1) 保護者の理解を十分に得た上で、以下のとおり、感染症対策等を講じて実施する。
  - ① ねらいや趣旨を踏まえ、実施する競技・演技等を吟味するとともに、熱中症等による幼児・児童・生徒の体調面に十分配慮した内容とする。
  - ② 校庭又は園庭等に幼児・児童・生徒が一堂に会する場合には、保護者の参観は行わない。(その場合には、オンラインでの配信を行うなど、周知を工夫する)
  - ③ 学年ごと(学年規模によっては2学年ごと)に時間を区切って行い、保護者の参観を当該学年のみとする。
  - ④ 来賓・地域関係者等を招く場合は、人数制限や時間による入れ替えの対応をとるなど、来賓者席等が密にならないように配慮する。対応が難しい場合は、招待しない。
  - ⑤ 保護者・来賓・地域関係者等についても、体調がすぐれない場合は参観を控えていただくよう協力を求める。
- (2) 行事当日だけでなく、練習時においても十分に配慮する。行事当日及び練習時に飛沫拡散等が十分に防げず、幼児・児童・生徒の安全が確保できないと判断する場合は、延期または中止とする。

### 4 学芸会、音楽会、合唱コンクール等の文化的行事の実施について

- (1) 保護者の理解を十分に得た上で、以下のとおり、感染症対策等を講じて実施する。
  - ① 「3密」を徹底的に避けた計画とするとともに、会場内の換気をこまめに行う。
  - ② 発表時・鑑賞時とも、原則マスクを着用する。ただし、幼児・児童・生徒の体調面に十分配慮する。マスクを外す場合は、間隔を1～2m程度確保する。
  - ③ 原則、学年ごと(学年規模によっては2学年ごと)に時間を区切って行い、保護者の参観も当該学年のみとする。
  - ④ 外部会場(なかのZERO大ホール等)で、幼児・児童・生徒が一堂に会して実施する場合には、原則、保護者の参観は行わない。ただし、学校規模と会場の広さによっては、工夫を講じ、保護者の一部参観を可とする。保護者参観を行わない場合は、オンラインでの配信を行うなど、周知を工夫する。
  - ⑤ 来賓・地域関係者等を招く場合は、人数制限や時間による入れ替えの対応をとるなど、来賓者席等が密にならないように配慮する。対応が難しい場合は、招待しない。
  - ⑥ 保護者・来賓・地域関係者等についても、体調がすぐれない場合は参観を控えていただくよう協力を求める。
- (2) 行事当日だけでなく、練習時においても十分に配慮する。行事当日及び練習時に飛沫拡散等が十分に防げず、幼児・児童・生徒の安全が確保できないと判断する場合は、延期または中止とする。

### 5 上記3・4以外の学校行事・保護者会等について

実施する場合には、下記の留意点に配慮した上で計画・実施する。

- (1) 幼児・児童・生徒が、1つの会場で密になる規模の行事・集会等は開催はしない。
- (2) 保護者が来校する場合は、時間と集団を指定し、密にならない場合のみ可とする。(全保護者が一堂に会することを避ける。学年入れ替えの形をとった場合でも、密にならないよう十分配慮する。)

## 6 校外学習・遠足・宿泊を伴った学校行事等について

感染症の拡大防止を鑑み、実施する場合には下記の留意点に配慮した上で実施する。

- (1) 移動手段は、徒歩または換気に留意した貸し切りバスでの実施が望ましい。公共交通機関を利用する場合は、事前に实地踏査等で状況を把握し、混雑する時間帯の利用を控えたり少人数ごとに分散して利用するなど、計画を工夫する。
- (2) 見学地については、人が密集する、直前でのキャンセルが難しい、高額なキャンセル料が発生するといった場所・施設は避ける。
- (3) 校外学習先で食事を取る際は、密にならないよう場所や座席等に十分配慮する。
- (4) 宿泊の際は、宿舎での過ごし方(入浴時や就寝時)等について十分配慮する。
- (5) 保護者には、感染症対策について丁寧に説明し、同意を得る。参加に際しては、各家庭の考えを十分に聞き取る。
- (6) 実施に際しては、健康観察カード等を活用し、本人の健康状況だけでなく、家族の状況についても2週間程前から把握することで、実施の判断や移動先での発熱等に適切に対応する。

## 7 部活動について

実施する場合には、保護者の同意を得た上で、下記の留意点に配慮した上で実施する。

- (1) 感染リスクの高い活動は控え、特に接触を伴う活動、飛沫感染の可能性がある合唱・合奏等においては、十分な距離を取り、換気を徹底するなど、必ず感染症対策を講じる。生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- (2) 熱中症のリスクを鑑み、活動中はマスクを外すよう適宜声掛けをする。マスクを外す場面では、大声を出すことや、近距離での発声や会話は控える。ミーティング等の際には必ずマスクを着用させる。
- (3) 対外試合・合同練習等の実施については、各部活動の意義や目的に照らして慎重に判断する。実施する場合は必ず保護者の同意書を得る。会場への移動、昼食、更衣等も含め、学校として責任をもって感染症対策を講じた上で実施する。

## 8 教職員の健康管理の徹底

都では令和3年10月1日から10月24日まで、リバウンド防止措置が実施されることを鑑み、区民からの信頼を損なう行動を厳に慎むよう、以下について注意喚起をする。

- (1) 各自健康管理を徹底し、会話や会議の際も必ずマスクを着用する。  
※一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果を持つことや、マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることを踏まえ、着用すること。
- (2) 不要不急の外出や、混雑している場所や時間の外出は極力避ける。
- (3) 会食をする際には、短時間・少人数など、十分な感染症対策を講じる。

## 9 その他

- (1) 学校教育向上事業研究発表会、周年行事等については、指導室等と相談しながら実施方法を決定する。
- (2) 区主催の教員研修については、その研修の内容等を鑑み、集合研修とオンライン研修を併用していく。(実施方法については、各研修の開催通知を確認すること)
- (3) 今後の感染拡大状況によっては、対応を変更する。その際は別途通知する。
- (4) 参考として、以下の文書を送付する。
  - 緊急事態宣言の解除に伴う対応について（依頼）（3教総総第1445号）
  - 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（事務連絡）
  - 緊急事態宣言の解除に伴う部活動の取扱いについて（通知）（3教指企第1134号）

【担当】 教育委員会事務局指導室  
指導主事 矢澤 理恵  
内線6422